

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書

1 この届出書の用途

- (1) この届出書は、連結子法人が、法第81条の25(個別帰属額等の届出)の規定により、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に個別帰属額等を記載した書類(連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類)を提出する場合の「連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額を記載した書類」として使用します。
- (2) この届出書は、連結親法人が、連結確定申告書に添付する連結親法人分及び当該連結親法人に係る連結子法人分の連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類を作成する場合の「連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額を記載した書類」として使用します。この場合において、連結子法人分については、(1)により作成したものの写しを使用することとして差し支えありません。


なお、連結子法人分の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類については、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書への添付を省略することができます。

(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(四)付表及びこの届出書の付表を使用してください。

なお、連結確定申告書の別表の写しを使用することとして差し支えありません。

2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「法人区分」	別表一の二の「法人区分」に表示する連結親法人の区分を○で囲んで表示します。	この欄は、各連結法人の「法人区分」を表示するものではなく、連結親法人の「法人区分」を表示するものです。
	別表一の二の「同非区分」に表示する連結親法人の区分を○で囲んで表示します。	この欄は、各連結法人の「同非区分」を表示するものではなく、連結親法人の「同非区分」を表示するものです。
「旧所在地及び旧法人名」	当期中に連結親法人の納税地若しくは連結子法人の所在地又は法人名に変更があった場合には、旧納税地若しくは旧所在地又は旧法人名を記載します。	
「※税務署処理欄」	原則として記載する必要はありません。 ただし、「売上金額」については、損益計算書の売上(収入)金額の合計額(雑収入、営業外収益及び特別利益を除きます。)を100万円単位(100万円未満の端数は切り上げます。)で記載してください。	売上金額は、消費税の事業者免税点の参考となり、また税務署における事務の効率化にもつながることから、記載をお願いしています。
	税務署から送付する用紙以外の用紙を使用しているため、翌期以降、届出書用紙(個別帰属額の届出書、個別帰属額等届出書付表セット、	「送付不要」としている連結法人が、翌期以降、「要」に○をしても、届出

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>勘定科目内訳明細書及び法人事業概況説明書（又は会社事業概況書）をいいます。）の送付が不要な場合には「否」を○で囲んで表示します。</p> <p>なお、税理士関与のある連結法人の場合は、令和2年4月決算分の連結確定申告以降、届出書用紙の送付に代えて、連結確定申告に必要な情報を記載した「申告のお知らせ」を送付することとしておりますので、この欄への記載は不要です。</p>	<p>書用紙のうち個別帰属額等届出書付表セット及び勘定科目内訳明細書は送付されませんので御注意ください。</p> <p>個別帰属額等届出書付表セット及び勘定科目内訳明細書の送付も必要な場合には、所轄の税務署へ御連絡ください。</p> <p>また、届出書用紙などの各種様式は、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)に掲載していますのでこれを印刷して御使用ください。</p>
	<p>税理士法第30条(税務代理の権限の明示)に規定する書面を届出書に添付する場合には、○で囲んで表示します。</p>	
<p>「連結事業年度分の申告に係る届出書」</p>	<p>空欄には、次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 連結確定申告に係るもの……………「連結確定」</p> <p>(2) 連結確定申告の修正申告に係るもの…「修正連結確定」</p> <p>(3) 期限後申告に係るもの……………「期限後連結確定」</p>	
<p>「個別所得金額又は個別欠損金額1」</p>	<p>次の連結法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 別表七の二付表一「24」に金額の記載のある連結法人</p> <p>別表四の二付表「55の①」の金額を中段の(イ)に記載し、別表七の二付表一「24」の金額を下段の(ロ)に記載し、(イ)の金額と(ロ)の金額を合計した金額を上段に記載します。</p> <p>(2) (1)以外の連結法人</p> <p>別表四の二付表「55の①」の金額を中段の(イ)に記載し、同額を上段に記載します。</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
<p>「法人税額の特別控除額の個別帰属額3」</p>	<p>別表六の二(五)付表「18」＋別表六の二(六)付表「17」＋別表六の二(八)付表「11」＋別表六の二(九)「9」＋別表六の二(十)「10」＋別表六の二(十一)「19」＋別表六の二(十二)「20」＋別表六の二(十三)「18」＋別表六の二(十四)「18」＋別表六の二(十五)「12」＋別表六の二(十六)「11」＋(別表六の二(十七)付表三「17」＋「20」)＋別表六の二(十八)「20」＋別表六の二(十九)「19」＋別表六の二(二十)「20」＋別表六の二(二十一)付表「6」＋別表六の二(二十二)付表「6」＋別表六の二(二十四)「10」＋別表六の二(二十五)「16」＋別表六の二(二十六)「25」＋別表六の二(二十七)「11」により計算した金額を記載します。</p>	
<p>「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された連結法人税額の特別控除額の加算額の個別帰属額5」</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により記載します ((1)及び(2)のいずれにも該当する場合には、これらの合計額を記載します。)</p> <p>(1) 別表六(三十一)「31」に金額の記載がある場合、その金額の個別帰属額を記載します。</p> <p>(2) 法第4条の5第1項(連結納税の承認の取消し等)の規定により法第4条の2(連結納税義務者)の承認を取り消された日の前日の属する連結事業年度で、次に掲げる規定の適用がある場合、これらの規定により当期の法人税額に加算される金額に係る個別帰属額を記載します。</p> <p>① 措置法第68条の11第5項(中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)</p> <p>② 措置法第68条の13第4項(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)</p> <p>③ 措置法第68条の15の4第5項(特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)</p> <p>④ 措置法第68条の15の5第5項(中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)</p> <p>⑤ 平成30年改正前の措置法第68条の10第5項(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)</p> <p>⑥ 平成28年改正前の措置法第68条の14第5項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除)</p> <p>⑦ 平成28年改正前の措置法第68条の15第5項(国際戦略総合特別区域において機械等を</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除))	
「連結法人税個別帰属額計10」	その連結法人につき措置法第68条の67第1項(連結法人に用途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)に規定する用途秘匿金の支出がある場合には、その用途秘匿金の支出額の40%相当額をこの欄の上段に外書として記載します。	この場合、「差引連結所得に対する連結法人税個別帰属額12」には、この外書として記載した金額を「10」に含めて計算します。
「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」、「連結法人税個別帰属額14」及び「この届出の基因となった申告等により増加又は減少する連結法人税個別帰属額19」の外書	法第81条の31(連結欠損金の繰戻しによる還付)の規定により還付の請求をした法人税の額(その連結法人に帰せられるものに限ります。)で還付されていないものがあるときに、当該金額を記載します。	
「連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額13」	修正申告をする場合において、法第81条の31第6項において準用する法第80条第6項(欠損金の繰戻しによる還付)の規定により還付を受ける金額に係る還付加算金があるときは、その還付加算金の額(その連結法人に帰せられるものに限ります。)を含めて記載します。	
「この届出の基因となった申告等により増加又は減少する連結法人税個別帰属額(14)-(18)19」	「14」の金額から「18」の金額を減算した金額がマイナスとなる場合には、そのマイナスの金額(△印を付けます。)を記載します。	
「連結親法人が中小法人等の場合」の各欄	連結親法人が法第81条の12第2項(中小法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率)の規定の適用を受ける場合又は措置法第68条の8第1項(同項の表の第2号及び第3号に係る部分に限る。)(中小企業者等である連結法人の法人税率の特例)の規定の適用がある場合に記載します。	措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である連結親法人が適用除外事業者に該当する場合には、措置法第68条の8の規定の適用はないため、この欄へは記載せず、「26」欄に記載することとなりますので御注意ください。 (注) 適用除外事業者とは、その連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の平均が15億円を超える法人などをいいます(116ページを参照してください。)

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
<p>「算出連結法人税個別帰属額$(25) \times \frac{(27)}{(24)}$又は$(25)$の15%、16%又は19%相当額) 28」</p>	<p>「28」は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 「連結所得金額24」が0である場合</p> <p>① 普通法人である連結親法人で措置法第68条の8の規定の適用があるもの $(25) \times \frac{(27)}{(24)}$ 又は (25) の15%、16% 又は19% 相当額</p> <p>② 協同組合等である連結親法人及び措置法第68条の100第1項((特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例)の承認を受けている同項に規定する医療法人である連結親法人で、措置法第68条の8の規定の適用があるもの $(25) \times \frac{(27)}{(24)}$ 又は (25) の15%、16% 又は19% 相当額</p> <p>③ 普通法人である連結親法人で措置法第68条の8の規定の適用がないもの $(25) \times \frac{(27)}{(24)}$ 又は (25) の15%、16% 又は19% 相当額</p> <p>(2) (1)以外の場合 $(25) \times \frac{(27)}{(24)}$ 又は (25) の15%、16% 又は19% 相当額</p>	<p>(1)③は、普通法人である連結親法人が適用除外事業者に該当するときに該当することとなります。</p>
<p>「算出連結法人税個別帰属額(26)の20%又は23.2%相当額) 29」</p>	<p>「29」は、連結親法人の次に掲げる区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 協同組合等である連結親法人及び措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である連結親法人 (26) の20% 又は23.2%相当額</p> <p>(2) (1)以外の連結親法人 (26) の20% 又は23.2%相当額</p>	